

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

			資料番号	22	担当課	環境・ゼロカーボン推進
法令名	土壌汚染対策法施行規則	根拠条項	第43条第4号	許認可等の内容	要措置区域で地下水の水質の測定又は地下水汚染拡大の防止が講じられている土地の形質の変更に係る確認	
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) (要措置区域内における土地の形質の変更の禁止) 第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 〔中略〕 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの						
土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) (要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外) 第四十三条 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。 〔中略〕 四 次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が第四十条第二項第一号の前号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの イ 別表第六の一の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの ロ 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地 (同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。) に該当する要措置区域であつて、原位置封じ込めが講じられているもの (別表第八の二の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。) ハ 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地 (同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。) に該当する要措置区域であつて、遮水工封じ込めが講じられているもの (別表第八の三の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。) ニ 別表第六の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であつて、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの ホ 土壌汚染の除去が講じられている要措置区域 (別表第八の五の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のイからニまでの実施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまで及びホの実施が完了しているものに限る。) ヘ 別表第六の一の項及び三の項から六の項までの上欄に掲げる土地 (同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地を除く。) に該当する要措置区域であつて、遮断工封じ込めが講じられているもの (別表第八の六の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイから						

チまでの実施が完了しているものに限る。)

- ト 別表第六の一の項及び四の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壤の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地及び土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であつて、不溶化が講じられているもの（別表第八の七の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの措置の実施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了しているものに限る。)

（土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請）

第四十六条 第四十三条第四号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十四による申請書を提出しなければならない。

〔中略〕

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

〔中略〕

- 3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第四十三条第四号の確認をするものとする。

土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準（平成三十一年環境省告示第五号）

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第四十条第二項第一号の環境大臣が定める土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 土地（次号に定める土地を除く。）の形質の変更の方法は、次のイからハまでのいずれにも該当する方法とすること。

イ 土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壤の下にある準不透水層（厚さが一メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一マイクロメートル以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。）であつて最も浅い位置にあるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

ロ 土地の形質の変更が終了するまでの間、イの構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすること。

ハ 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合には、次のいずれにも該当するものであること。

（1）土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壤又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。

（2）最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。

- 二 要措置区域（区域内の土地の土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する土地の区域又は区域内の土地の土壤の第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合しない土地の区域に限る。）内の土地の形質の変更の方法は、次のイ又はロのいずれかの方法とすること。

イ 前号イからハまでのいずれにも該当する方法

ロ 次の（1）から（3）までのいずれにも該当する方法

- (1) 次の(イ)から(ニ)までの措置により地下水位を管理すること。
- (イ) 当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点に揚水施設を設置し、地下水を揚水すること。
- (ロ) (イ)により揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準(汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令第十号)第四条第一項第一号リ(1)に規定する排出水基準をいう。)に適合させて公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。)に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準(同令第四条第一項第一号ヌ(1)に規定する排除基準をいう。)に適合させて下水道(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)をいう。)に排除すること。
- (ハ) 当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、定期的に地下水位を観測し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該周縁の土地の地下水位を確認すること。
- (ニ) (ハ)の観測の結果、当該土地の形質の変更の範囲の土地の地下水位が当該周縁の土地の地下水位を超えていると認められる場合には、当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。
- (2) 次の(イ)及び(ロ)の措置により地下水の水質を監視すること。
- (イ) 当該土地の形質の変更の範囲の土地の土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更の範囲の周縁の土地に観測井を設け、一月に一回以上定期的に地下水を採取し、当該土地の形質の変更が終了するまでの間、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。